

平成 30 年 3 月吉日

お得意様 各位

鈴鹿生コンクリート販売協同組合  
理事長 林 健一郎

### 建設現場で不要となったコンクリート等の取り扱いについて（お願い）

拝啓 早春の候 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設現場において不要となったコンクリート等に対する取扱いにつきましては、地方公共団体毎に様々な対処法が講じられております。三重県では、三重県環境生活部廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課と三重県生コンクリート工業組合（以下「工組」という）との協議の結果、「戻りコン、残コンに関するご理解とお願い」に記載されている通りの対応を求められております。弊協同組合の組合員すべてが工組の組合員であることから、今回の協議結果に追従し対応する必要があります。

なお、適用開始が平成 30 年 4 月 1 日となっており、猶予のない状況で大変恐縮ではございますが、何卒ご理解の上、お含みおきいただきますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. アジテータ車から排出された生コンクリート等について

この項目に該当するものとして次のものが挙げられます。

- |                   |   |     |
|-------------------|---|-----|
| ・ポンプ打設時に用いる先行モルタル | } | …汚泥 |
| ・ポンプ車に残ったコンクリート   |   |     |

以上の汚泥の処理に関する必要事項は、工組の案内文に記載されている通りです。弊協同組合は、お客様の産廃処理手続きを軽減できるように汚泥（生コンクリート等）の運搬について、お引受けすることを検討いたしてまいりましたが、近隣に汚泥処理の可能な処分場がなく汚泥処理が困難な状況にあります。

従いまして、上記の汚泥はもとよりポンプ車の洗浄後の汚水も含めて、アジテータ車でお引取りさせていただくことができませんのでご了承いただきますようお願いいたします。

このことから、弊協同組合では、廃掃法に抵触することなく、「コンクリートくず」として処理できる方法を検討しております。但し、廃棄物の分類が変わってもお客様が排出事業者であり、お客様の責任において産廃処理していただく必要がございます。

最近、先行モルタルの代替品（先行剤）、ポンプ車に残ったコンクリートの処理剤等が開発され、外部の評価も得ております。これらの処理剤は、国土交通省のNETIS 新技術情報提供システムに登録申請中で、間もなく登録が完了する見込みです。また、処理剤を使用することで、生コンクリートが瞬時に再生路盤材の状態になり、工事の種類によっては現場で再利用も可能となります。再利用できない場合であっても、「コンクリートくず」として産廃処理ができます。

現在、弊協同組合では、当該製品の性能、販売価格、商流等に関する調査を行なっています。調査が完了いたしましたら、参考として情報提供させていただきたいと考えております。

## **2. アジテータ車から排出されていない生コンクリート等について**

アジテータ車から全く排出されていない生コンクリート（戻りコン）、及びアジテータ車から一部が排出され残った生コンクリート（残コン）につきましては、お客様から不要との意思表示がされた場合、生コン出荷工場が持ち帰り適切に処分させていただきます。

以上